

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年11月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規程第 3 号

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合執務規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 年金係

第2条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保健係

別表第1事務局次長の項中「、特別掛金」を削り、「、貯金経理」を「、保健経理」に、「貯金の受入れ及び払出しに関すること。」を「福祉事業の実施に関すること。」に、「(16)」を「(18)」に、「(15)」を「(17)」に、「(14)」を「(16)」に、「(13)」を「(15)」に、「(12)」を「(14)」に、「(11)」を「(13)」に、「(10)」を「(12)」に、「(9)」を「(11)」に、「(8)」を「(10)」に、「(7)」を「(9)」に、「(6)」を「(8)」に、「(5)」を「(7)」に、「(4)」を「(6)」に改め、「(3) 組合員の資格の得喪の認定に関すること。」の下に「(4) 被扶養者の認定に関すること。(5) 組合員証等に関すること。」を加える。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)